



キッズサポート

ぱれっと



「意思決定支援」

私たちは生まれながらにして、自ら意思決定をしながら自分の人生を自律的に生きる権利を持っています。この権利は、憲法第13条の自己決定権の一環として、人である限りすべての人に保障されている重要な基本的人権です。

私たちが、子どもの支援をする中で意思決定支援の悩みは尽きません。

例えば、この様な時にどうすれば良いのでしょうか？

●親と子の意見が対立をしている時

⇒私たちとしては子どもの意見を尊重したいが、保護者の想いや意見を無下には出来ないし…

●子ども自身に発信をする力や、様々な関係性を理解する力が備わっていない時

⇒その子の想いや考えを取り入れたいが、何を感じてどの様に考えているのか、その子だけの発信では分かりにくい。本当の所はどう思っている???

●発達上の幼さから突拍子もない事や実現が難しそうなる事ばかり話していて、現実的にどうして行きたいのか分からない時

⇒叶えてあげたい気持ちはあるけど、現実…

そもそも、意思って何でしょう？

調べてみると、

1 何かをしようとする時の元となる心持ち。「本人の意思に任せる」

2 法律用語。

㊦民法上、身体の動作の直接の原因となる心理作用や、ある事実に対する意欲をさす。

㊧刑法上、自分の行為に対する認識をさし、時には犯意と同じ意味をもつ。「犯行の意思」（小学館 デジタル大辞泉より）

とあります。

「心持ち」や「意欲」とありますが、私たちは障害の有無を問わず、誰かの「心持ち」や「意欲」をどうやって知る事が出来るのでしょうか？

例えば、誰かが「〇〇したい」と言った時に、それは本当にその人の心を現わしているのでしょうか？もしかすると発信とは違う事を考えているのかもしれない。

それでは、行動はその人の意思でしょうか？

でも、行動の結果まで見通せるのかな…？

この様に突き詰めて考えて行くと、どんどんと思考の泥沼にはまってしまふ自分がいます。それでも、大事な事は「この人は何を考えているのだろう」「この人の本当のニーズはなんだろう」と考え続ける事・向き合い続ける事…でしようかね？

ちなみに、厚生労働省や自治体から意思決定支援についての様々な発信がされていますのでご参考までに。

厚生労働省 成年後見はやわかり 意思決定支援について

<https://guardianship.mhlw.go.jp/organization/welfare/>

神奈川県 わが子の「思い」に向き合うために

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishikettei2.html>

児童通所課 嵯峨憲司

キッズサポートぱれっと

埼玉県狭山市新狭山2-15-7高橋ビル2F

TEL : 04-2936-9460



ホームページ



MELPHIS_INC



◆ 外出活動

コロナも緩和されて少しずつ公園での遊びも増えてきました。

思い切り元気に体を使っています！

◆ グループ別活動

●高学年は、人生ゲームでお金のやり取りや色々なルールを守りながら楽しんでいます。

●中学年は、すごろくで順番を守ったり止まったコマのお題に挑戦しながらゴールを目指しています。

●低学年は、集中力を高めるためにドミノにチャレンジしたり、ツイスターゲームで自分の手足の左右を考えて遊んでいます。

●6月土曜日の予定

3日:外出活動

10日:工作活動

17日:外出活動

24日:SST

キッズサポート ぱれっと activity report

★お願い★

落とし物や忘れ物があり、持ち物にお名前をご記入いただくと大変助かります。

只今、書類の整備を行っています。署名捺印をお願いする時もございます。お手数ですがご協力をお願い申し上げます。



MELPHIS_INC

その他の活動はInstagramからご覧ください